

令和8年度狩猟免許更新適性検査等実施要領

1 適性検査日時等

	日付	時間	会場	対象者（注） 下記に住所を有する方
第1回	7月14日 (火)	午前 9時30分 ～12時 午後 1時 ～3時30分	東かがわ市交流プラザ 2階多目的ホール (東かがわ市湊 1806-2)	東かがわ市、さぬき市
第2回	7月17日 (金)		みとよ未来創造館 3階大ホール (三豊市高瀬町下勝間 2347-1)	善通寺市、多度津町、 観音寺市、三豊市
第3回	7月22日 (水)		小豆島町農村環境改善 センター 2階多目的ホール (小豆郡小豆島町池田 2124)	小豆島町、土庄町
第4回	7月24日 (金)		綾川町綾南農村環境改善 センター 2階多目的ホール (綾歌郡綾川町滝宮 299)	坂出市、宇多津町、 まんのう町、琴平町、 丸亀市、綾川町
第5回	8月4日 (火)		JA 香川県 東讃営農センター 3階大ホール (高松市下田井町 367-1)	高松市
第6回	8月5日 (水)			高松市、三木町、直島 町

（注）特定の日に更新者が集中することを避けるため、原則として、別紙により更新者の住所地等により適性検査（以下「検査」という。）日・時間帯を指定するものです。（指定の検査日時でご都合がつかない場合は、申請時にご希望の日程を選択してください。）

- 申請期間は令和8年6月3日（水）から令和8年6月24日（水）（消印有効）です。
- 検査当日は、午前の部は午前10時までに、午後の部は午後1時30分までに会場で受付を済ませてください。（遅れた場合は、受講をお断りすることがあります。）
- 検査は受付順に行います。この検査に合格した方のみ、更新可能です。
- 検査終了後、**30分程度の更新講習を行います**。事前に配布する自宅学習チェックシートの提出と併せて、更新講習を受講してください。
- 講習終了後、準備が出来次第現に有する狩猟免許と引換えに新たな狩猟免許を交付します。

2 手続き

(1) 提出書類（以下「申請書等」という。）

①狩猟免許更新申請書（紙申請の場合のみ）

所定の申請書に黒インク又は黒のボールペンで記入し、更新をしようとする免許
1件につき2,900円に相当する香川県収入証紙（収入印紙ではありません。）を所
定欄に貼付してください。（消印をしないこと）

※なお、小豆島を除く島しょ部に住所を有する方が郵送等により提出する場合は、
それぞれ相当する額面の郵便為替を同封することによる納付を認めます。

②医師の診断書の原本（コピー不可）又は猟銃・空気銃所持許可証の写し

医師の診断書の場合は、以下のいずれにも該当しないことを証するものであって、
原則として申請前3か月以内に診断されたものを提出してください。なお、病院や
診療所についての指定はありません。（ただし、歯科医師は除きます。）また、診断
書の様式は問いません。

※網猟、わな猟免許の更新であっても診断書は必要です。

ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うこ
とに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかって
いる者

(ア) 統合失調症

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害
がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

(エ) その他、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力
を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又
は著しく低い者

③適性検査受検票

所定様式に必要な事項を記入し、切らずに提出してください。

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ3.0cm、ヨコ
2.4cmの写真の裏面に氏名を記入し、所定の欄に貼付してください。

※ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有するこ
とが確認された者については、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面を添付するこ
と。

(2) 申請方法

①紙申請

令和8年6月3日（水）から6月24日（水）の間に、申請書等を香川県環境森林部みどり保全課に持参または郵送（簡易書留）により提出してください。

②電子申請

令和8年6月3日（水）から6月24日（水）の間に、「香川県電子申請・届出システム」により申請を行い、医師の診断書又は猟銃・空気銃所持許可証の写しと適正検査受検票を持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。

※ 郵送の場合は、**受付期間末日までの消印有効**とし、それ以降のものは受け付けません。

※ 持参される場合の受付時間は午前8時30分から11時30分、午後1時から4時30分までとし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

※ **検査当日は、会場での申請書等の受付はいたしません。**上記期間中に必ず申請書等を提出してください。

(3) 提出先・問合せ先

申請書等提出先 問合せ先	〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 鳥獣対策・野生生物グループ 電話：087-832-3212 (郵送の場合は、「狩猟免許更新申請書在中」と朱書きすること。)
-----------------	---

(4) 適性検査受検票について

申請書等を受理し、受験資格を有することを確認した上で、適性検査受検票を検査日の10日前を目途として申請者あてに送付しますので、検査当日に必ず持参してください。**受検票が届かない場合は、速やかにみどり保全課に連絡してください。**

3 検査当日に必要なもの

- (1) 狩猟免状の原本（コピー不可）
- (2) 適性検査受検票
- (3) 自宅学習チェックシート
- (4) 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、補助具等（視力検査と聴力検査、運動能力検査を行いますので、必要な方は持参してください。）

4 適性検査

視力、聴力、運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて検査を行います。

視力	＜わな猟＞ 両眼で 0.5 以上であること。ただし、一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.5 以上であること。 ＜第一種銃猟及び第二種銃猟＞ 両眼で 0.7 以上であり、かつ、一眼で 0.3 以上であること。ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない方及び一眼が見えない方については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上であること。
聴力	10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえる程度の聴力
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害のある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

5 その他注意事項等

- (1) 既納の申請手数料は、天災等のやむを得ない事由を除き返還しません。
- (2) 検査当日の電話照会はお受けできません。
- (3) 異なる種類の狩猟免許の更新申請を同時に行う場合は、1 枚の狩猟免許更新申請書で申請できますが、**申請手数料は、件数に応じた額が必要となります。**
- (4) 検査は、適性検査受検票に記載した日に受検してください。なお、やむを得ず**検査日を変更する場合は、必ず前日までに香川県みどり保全課に連絡してください。**
(検査当日の変更はできません。)
- (5) 各会場とも駐車場の駐車台数に限りがありますので、**できるだけ公共交通機関をご利用ください。**
- (6) **現に有する狩猟免許は、新たな狩猟免許の交付を受ける際に返納してください。**
- (7) **狩猟免許を紛失している場合はあらかじめ狩猟免許の再交付が必要です。**別添「許可証等再交付申請書」を提出してください。
- (8) **狩猟免許に記載の住所と現住所が異なる場合は、あらかじめ住所変更等の届出が必要です。**申請前に香川県環境森林部みどり保全課までご連絡ください。
- (9) (7)、(8)の手続きについては、「香川県電子申請・届出システム」でも届出・申請が可能ですのでご活用ください。
- (10) マスク着用は個人の判断でお願いします。なお、検査時間中の写真照合の際に、検査委員がマスクを一時的に外すよう指示する場合があります。
- (11) 手続き等で不明な点は、香川県環境森林部みどり保全課までお問い合わせください。